

令和2年度 目黒区住宅リフォーム資金助成

∞∞∞区内業者の施工によるご自宅のリフォーム工事の費用の一部を助成します∞∞∞

申請資格 以下に該当する区民の方

- 1 対象の住宅に居住する所有者及び配偶者、その父母、子、子の配偶者、あるいは所有者と同居の、所有者の二親等以内の親族
- 2 住民税を完納している
- 3 平成27年4月以降にこの制度を利用していない



2.4.10

工事要件 次のすべての条件を満たす工事

- 1.対象工事
 - ・ 区内業者による自ら住んでいる居住用住宅のリフォーム工事
(注) マンションや区分所有住宅は専有部分のみ
 - ・ 吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウールの除去・復旧工事
(注) 一住宅一回限りでリフォーム工事と併用可
- 2.申請時において未着工で、令和3年3月末日までに工事および支払いが完了すること
(注) 審査結果通知書が届いてから着工すること
- 3.工事費用が20万円(税抜)以上の工事
- 4.区で行っている他の住宅に関する助成対象の工事を除く

申請

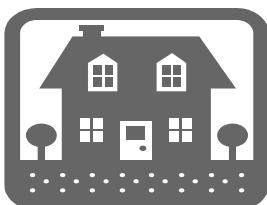
工事着工前に、申請時必要書類を住宅課へ提出してください。
申請受付後、一週間ほどで審査結果通知書を郵送します。

助成金額

工事費用(税抜の見積金額と実際の工事金額の低い方)の **10%** (千円未満切捨て)
一般リフォーム工事 **上限 10万円**、アスベスト除去工事 **上限 20万円**

*予算の範囲内での助成となります。(先着順)

*工事箇所は10年以上、適正に保全してください。



【申請窓口/問い合わせ先】目黒区住宅課目黒区総合庁舎6階

住宅課居住支援係 ☎ 5 7 2 2 - 9 8 7 8 (直通)

※助成の手続きと流れ※

申請時提出書類

※つぎの書類を最終ページにある表で確認し提出してください

- ① 申請書
- ② 建物の登記を確認できる書類
- ③ 工事見積書
- ④ 建築確認済証
- ⑤ 工事予定箇所の写真(撮影日付入り)

以下は、該当する場合のみ提出

- ⑥ 同意書
- ⑦ 平成31年度(令和元年度)住民税納税証明書
- ⑧ 戸籍個人事項証明書
- ⑨ 住宅の見取り図及び面積表示
- ⑩ 専門検査機関によるアスベスト含有分析調査結果



審査結果通知後、工事開始！



工事完了後、書類提出

※工事完了後 30 日以内に書類を提出してください。

- ① 住宅リフォーム工事完了届
- ② 住宅リフォーム資金助成金請求書
- ③ 対象工事全額の領収証のコピー
- ④ 工事実施箇所の写真(撮影日付入り 申請時に提出した写真と同じアングル・枚数)

(①と②の用紙は審査結果通知書と一緒に郵送します)

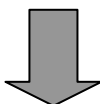
以下は、該当する場合のみ提出

- ⑤ 建築確認検査済証(建築確認が必要な増改築工事)
- ⑥ アスベストの除去を確認できる書類

1. 申請条件を確認しましょう。

| | | | | | | | |
|--------------------------|---|--------------------------|-------------------|--------------------------|---------|--------------------------|-------------|
| <input type="checkbox"/> | リフォーム工事を予定しているのは、区民であるご自身が現在住んでいる目黒区内にある住宅である。 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 平成 27 年 4 月 1 日以降に住宅リフォーム資金助成を受けたことがない。 (平成 27 年 3 月 31 日以前に受けた方は申請できます) | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 申請者は工事予定住宅の所有者、または右のいずれかである。(所有者が亡くなった方のみの方は申請できません) | <input type="checkbox"/> | 所有者の配偶者 | <input type="checkbox"/> | 所有者の父・母 | <input type="checkbox"/> | 所有者の配偶者の父・母 |
| | | <input type="checkbox"/> | 所有者の父・母 | <input type="checkbox"/> | 所有者の父・母 | <input type="checkbox"/> | 所有者の父・母 |
| | | <input type="checkbox"/> | 所有者の子 | <input type="checkbox"/> | 所有者の子 | <input type="checkbox"/> | 所有者の子の配偶者 |
| | | <input type="checkbox"/> | 所有者の同居の親族 (二親等以内) | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 工事はまだ着工していない。 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 工事を施工するのは目黒区内の業者で 20 万円 (税抜) 以上の工事である。(アスベスト除去工事は区内業者に限りません) | | | | | | |

2. 工事内容を確認しましょう。



| | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 家屋部分の工事が対象です。外構・門扉・車庫などは対象外です。 |
| <input type="checkbox"/> | 分譲マンションは、専有部分の工事のみ対象です。 |
| <input type="checkbox"/> | 一戸建て住宅で区分所有登記の場合、専有部分の工事のみ対象です。 (屋根・外壁など共用部分の工事は対象外) |
| <input type="checkbox"/> | 事業用部分 (店舗・事務所・作業所・賃貸住宅など) は対象外です。 |
| <input type="checkbox"/> | 併用住宅の外壁・屋根の工事の場合には、工事見積額を事業用部分 (店舗・事務所・作業所・賃貸住宅など) と申請者居住部分で、床面積により按分します。 |
| <input type="checkbox"/> | 耐震改修工事助成を申請する場合は、その対象となる工事はリフォーム資金助成に申請できません。同時に行う他の箇所の工事は申請できます。 |
| <input type="checkbox"/> | 高齢者自立支援住宅設備給付【設備改修】を申請する場合は、その対象となる箇所 (浴室・トイレ等) の工事がリフォーム資金助成の対象外となります。同時に行う他の場所の工事はリフォーム資金助成に申請できます。 |
| <input type="checkbox"/> | 介護保険住宅改修給付または高齢者自立支援予防給付を申請する場合は、その対象となる工事費用 (手すり設置、段差解消、床材変更、引き戸へ等) はリフォーム資金助成の対象から除外されます。 |
| <input type="checkbox"/> | エアコン・給湯器等の器具交換・設置は対象外です。ただし、浴室工事やキッチン工事に伴う給湯器交換は対象です。 |

条件が合っていたら、申請時提出する書類を用意しましょう。



3. 申請時提出する書類を用意しましょう。

* 提出書類はお返しできませんのでご了承ください

| | | | |
|----------------------|---|--------------------------|--|
| ① | 申請書 | <input type="checkbox"/> | 所定の用紙は住宅課にあります。 目黒区ホームページからダウンロードもできます。 |
| | | <input type="checkbox"/> | 申請書のいちばん下「資格確認同意欄」に申請者本人の署名が必要です。 |
| ② | 建物登記を確認できる書類 (<u>所有権移転等の手続きが完了したものに限る</u>) | <input type="checkbox"/> | 共有者なし、または共有者 1 名の場合 <u>令和 2 年度固定資産税等納税通知書及び課税明細書の写し</u> (4 月～6 月までは総合庁舎 3 階目黒都税事務所の家屋名寄帳の写し)、または登記事項証明書 |
| | | <input type="checkbox"/> | 共有者 2 名以上の場合など 目黒都税事務所の令和 2 年度 <u>固定資産家屋評価証明書 (共有者全員の氏名表付)</u> の写し、または登記事項証明書 |
| ③ | 工事見積書 | <input type="checkbox"/> | 目黒区内業者発行のもの。(本社が区外にある会社の場合は、見積書と領収書が目黒区内の支店または営業所のものであること) |
| | | <input type="checkbox"/> | 宛名は申請者のもの |
| | | <input type="checkbox"/> | 有効期限のあるものは、有効期限内に申請してください。 |
| ④ | 建築確認済証 | <input type="checkbox"/> | お手元に確認通知書などが無い場合、総合庁舎 6 階建築課で発行する「建築計画概要書」などの写し。 (* 建築が昭和 56 年よりも前の場合はお問い合わせください。) |
| ⑤ | 工事箇所の写真 | <input type="checkbox"/> | <u>撮影日付入り</u> 。工事する場所ごとの工事前写真を提出してください。(工事後にも同じ場所、同じアングルの写真を提出していただき、どのようにリフォームされたかを確認します) |
| 以下は、該当する場合のみ提出してください | | | |
| ⑥ | 同意書 | <input type="checkbox"/> | 申請者が工事予定住宅の所有者でない場合、または共有者がいる場合に提出してください。所定の用紙は住宅課にあります。 目黒区ホームページからダウンロードもできます。 |
| ⑦ | 住民税納税証明書 | <input type="checkbox"/> | 平成 31 年 1 月 1 日に目黒区に住民票がない場合、前住所地の平成 31 年度 (令和元年度) 住民税納税証明書が必要です。(4 月～6 月に申請する場合は平成 30 年度住民税納税証明書) |
| ⑧ | 戸籍個人事項証明書など | <input type="checkbox"/> | 申請者が工事予定住宅の所有者でない場合、所有者との続柄が確認できる戸籍個人事項証明書などが必要です。 (住民票で所有者との続柄が確認できる場合は不要) |
| ⑨・⑩ | | <input type="checkbox"/> | 該当する場合のみ |